

マイホーム、あれば助かる助成金。

住宅取得促進助成金

新築住宅（築1年未満）	20万円
築後1年以上 10年未満の住宅	15万円
築後10年以上の住宅	10万円

住宅の取得に応じて一括してお支払いします。

対象となる住宅

- ①平成25年1月2日以降に市内で取得した、新築または中古住宅
- ②平成25年1月2日から平成28年1月1日までに、住宅の表示、所有権の保存または移転の登記が完了した住宅

住宅取得促進助成金

「住宅を取得する子育て世帯等」や「子育て世帯等と同居するために住宅を取得する方」を対象に、住宅取得促進助成金を交付します。

申請期間

住民登録をした日、または住宅の登記をした日のいずれか遅い日から6月以内

対象となる方

- ①子育て世帯
 - ・住宅取得日前5年以内に結婚をした方
 - ・住宅取得日現在で、同一世帯に中学生以下の子どもがいる方
- ②子育て世帯と同居するために住宅を取得する方
 - ・①の「子育て世帯」と別居していたが、これから同居するため住宅を取得する方
 - ※親族との同居であること、住宅取得日の前後6月以内に同居することが条件です。

申請方法

次の書類を企画課へ提出してください。

その他

以下の住宅は対象になりませんので、ご注意ください。
・増築したもの、贈与または相続によって取得したもの
・併用住宅で、居住部分の延床面積が総延床面積の2分の1未満のもの

- ①交付申請書（市企画課および支所備え付け）
 - ②対象住宅に居住する方の住民票
 - ③戸籍謄本
 - ④対象住宅に係る建物登記簿の全部記載事項証明書
 - ⑤対象住宅に居住する方全員の納税証明書等、滞納がないことを証明できる書類
 - ⑥居住用面積を証明する書類（併用住宅の場合に限る）
- ※添付する書類は、いずれも発効日から1月以内のもの。

新婚さん、住んでくれたら2万円。

家賃助成金

1世帯当たり

月額 **20,000円**

（家賃が20,000円未満の場合はその額）
年度末に一括してお支払いします。

一時助成金

家賃助成金の

6月分（上限）

引越しの諸費用にお使いいただけるよう、申請後にお支払いします。

対象となる方

- ・次の要件をすべて満たす方です。
- ・平成22年4月1日以降に新たに市内の民間賃貸住宅を契約し入居した方
- ・婚姻届出日現在で夫婦いずれも満50歳以下の方
- ・申請日前3年以内に婚姻届を提出している夫婦
- ・助成を受けようとする賃貸住宅の所在地に夫婦ともに住民登録をしていること
- ・本市及び従前の居住地において市税等の滞納がないこと

新婚家庭への家賃助成

市内への若者の定住をサポートするため、新婚家庭を対象に家賃助成を実施しています。新しい生活を常陸太田市から始めませんか。

助成期間

最大36月間（家賃助成期間と一時助成金月数の合計）

申請方法

企画課、各支所に備え付けの交付申請書に、戸籍謄本、納税証明書、賃貸借契約書の写し等を添付してください。

その他

市営住宅、社宅、官舎、寮等の住宅は対象となりません。



こんなにあります、常陸太田市の施策。

